



ちばせいかつじょうほうし ねん がつりんじごう
 千葉市生活情報誌 2019年11月臨時号
 発行：公益財団法人 千葉市国際交流協会
 連絡先：TEL 043-245-5750

やさしい日本語

台風で被災された皆様への支援について

台風で住宅の被害を受けた人へ千葉市がお金の助成など支援をします。

1. 住宅被害の支援制度

(1) 被災した住宅の応急修理（美浜区を除く）

被災した（壊れた）家の日常生活に必要な部分を千葉市が直します。

限度額 30万円～59.5万円

(2) 被災者住宅補修緊急支援事業

被災した（壊れた）家の補修に工事費の一部を助成します。

補助額 工事費の20パーセント（上限額30万円）

(3) 被災者住宅建築資金利子補給事業

住宅（家）に損害を受けた人が補修や建て替えなどのため金融機関（銀行など）からお金を借りた場合に利子の一部を補助します。

補助額 支払った利子額

(4) 被災者生活再建支援制度

住宅（家）がひどく壊れた人にお金を支給します。

支給額 50万～300万円

(5) 被災者生活再建支援金

住宅（家）が半分壊れた人に25万円を支給します。

(6) 特別見舞金

住宅（家）が一部壊れた人に1万円を支給します。

くわしくは「千葉市 台風15号被災者支援」で検索してください。

質問：(1)～(3) 住宅政策課 ☎245-5809

(4)～(6) 地域福祉課 ☎245-5218

★り災証明書の発行について

支援にはり災証明書が必要な場合があります。

申込方法などくわしいことは質問してください。ここで紹介している支援はり災証明書の写し（コピー）で申請できます。

質問：区役所地域振興課

中 央 ☎221-2169 花見川 ☎275-6224

稲 毛 ☎284-6107 若 葉 ☎233-8124

みどり 緑 ☎292-8107 美 浜 ☎270-3124

2. そのほかの支援制度

(1) 災害見舞金

災害で住居(家)が半分以上壊れた または 床上浸水(家の床の上まで水が来る)した人に 見舞金を出します。

1か月以上のケガにも支給される場合があります。

質問：区役所地域振興課

中央 ☎221-2169 花見川 ☎275-6224

稲毛 ☎284-6107 若葉 ☎233-8124

緑 ☎292-8107 美浜 ☎270-3124

(2) 資金の貸付

① 災害援護資金貸付

- ・世帯主が1か月以上のケガ
- ・住居(家)が半分以上壊れた

などの人で所得の少ない世帯に お金を貸します。

利子の一部を補助する制度もあります。

質問：地域福祉課 ☎245-5218

② 生活福祉資金貸付 (緊急小口資金)

所得の少ない世帯に生活費で急なお金が必要な場合 10万円以内でお金を貸します (必要書類あり。審査に1週間程度かかります)。

③ 生活福祉資金貸付 (災害援護費)

所得の少ない世帯で被害が災害援護資金貸付でない世帯に被災した住宅(家)を直すお金や家の道具などをかうためのお金などを貸します (必要書類と限度額があります。審査に約1か月かかります)。

質問(②含む)：市社会福祉協議会区事務所

中央 ☎221-2177 花見川 ☎275-6438

稲毛 ☎284-6160 若葉 ☎233-8181

緑 ☎292-8185 美浜 ☎278-3252

(3) 市税の減免など

① 減免

住宅(家)などがひどく壊れて税金を払うのが難しいときに市税が安くなる場合があります。

質問：市税事務所

- ・固定資産税 (中央・若葉・緑区) 東部・資産税課 ☎233-8145
- (花見川・稲毛・美浜区) 西部・資産税課 ☎270-3145

- ・個人市民税（中央・若葉・緑区） とうぶ しみんぜいか ☎233-8140
（花見川・稲毛・美浜区） せいぶ しみんぜいか ☎270-3140

② 徴収猶予

市税を一度に払うことが難しい場合は税金を払うのを少しの間
払わなくて良い場合があります。

質問：市税事務所

- とうぶ のうぜいだいいち に か ☎233-8138 (中央区) ☎233-8368 (若葉区)
☎233-8189 (緑区)
- せいぶ のうぜいだいに か ☎270-3170 (花見川区) ☎270-3284 (稲毛区)
☎270-3171 (美浜区)

(4) 国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金保険料の減免など

① 国民健康保険・後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予

住宅(家)などが半分以上壊れた人の保険料を安くするほか
少しの間保険料を払わなくて良い場合があります。

② 国民健康保険・後期高齢者医療保険一部負担金の減免・徴収猶予

住宅(家)などの損害割合が50パーセント以上(後期高齢者医療では半壊以上)の
人の負担金を安くするほか少しの間払わなくて良い制度もあります。

③ 国民年金保険料の免除

住宅(家)などの被害金額がその価格の2分の1以上の損害を受けた人は
保険料を払わなくて良い制度があります。

質問：区役所市民総合窓口課

・国民健康保険

- ちゆう おう ☎221-2131 花見川 ☎275-6255
- いな げ ☎284-6119 若葉 ☎233-8131
- みどり ☎292-8119 美浜 ☎270-3131

* 保険料の徴収猶予は健康保険課 ☎245-5164

・後期高齢者医療保険・国民年金

- ちゆう おう ☎221-2133 花見川 ☎275-6278
- いな げ ☎284-6121 若葉 ☎233-8133
- みどり ☎292-8121 美浜 ☎270-3133

(5) 介護保険料・利用料の減免

住宅などが半分以上壊れた人は保険料や利用料が安くなるほか
保険料を少しの間払わなくて良い場合があります。

質問：保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室

- ちゆう おう ☎221-2198 花見川 ☎275-6401
- いな げ ☎284-6242 若葉 ☎233-8264
- みどり ☎292-9491 美浜 ☎270-4073

(6) 各種障害福祉サービスなどの利用者負担額の減額

障害者などが持っている家などが半分以上壊れた場合は、障害福祉サービス・自立支援医療・補装具などの利用額が安くなります。

質問：保健福祉センター高齢障害支援課

中 央 ☎221-2152 花見川 ☎275-6462

稲 毛 ☎284-6140 若 葉 ☎233-8154

みどり 緑 ☎292-8150 美 浜 ☎270-3154

(7) 保育料や子どもルーム利用料の減免など

住宅(家)などの被害が大きい場合、保育料または子どもルーム利用料が安くなることがあります。

質問：保健福祉センターこども家庭課

中 央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421

稲 毛 ☎284-6137 若 葉 ☎233-8150

みどり 緑 ☎292-8137 美 浜 ☎270-3150